地域で学ぼう「出前講座」への登録および実施の流れについて

◆登録の流れ 企業等団体から登録申請書提出(誓約書添付) ↓ 「地域で学ぼう「出前講座」事業実施要領」に基づき審査 ↓ 出前講座に登録 ↓ 掲載内容について企業等団体(登録団体)に確認後、「におねっと」に掲載

[留意事項]

- 1 出前講座において、物品の販売、各種勧誘行為等を行うことはできません。講座の内容に当該行為が含まれる場合は登録をお断りしますので、あらかじめ御了承ください。
- 2 原則、申請の際は暴力団等との関係についての誓約書の添付をお願いします。なお、登録後に登録団体と暴力団等との関係が判明した場合は登録を取り消すことになります。
- 3 必要な場合、規約、役員名簿等、団体等の基本的な情報やこれまでの活動実績等が記載された資料等、必要な資料の提出をお願いする場合があります。なお、当該資料が提出されない場合、登録をお断りすることがあります。
- 4 「におねっと」には、出前講座の分野別に、以下の情報を掲載します。
 - *掲載情報:企業・団体名、講座名、対象者、概要、講師謝金、旅費、材料費等の有無、組織・業種別

◆実施の流れ

申込団体が、「しが生涯学習スクエア」に登録団体の連絡先等の問合わせを行います。 「しが生涯学習スクエア」は、登録団体に連絡の上、申込団体に連絡先情報を開示します。 なお、連絡先の開示後は申込団体と登録団体間で実施の調整をしていただきます。

[留意事項]

出前講座は、申込団体および登録団体の責任において実施するものとし、滋賀県教育委員会事務局生涯学習課は出前講座について一切責任を負わないものとします。

